

■教育行政のポイント

高校における“遠隔教育”の拡充

菱村 幸彦

メディアではほとんど報道されなかったが、文部科学省の検討会議で注目すべき高校改革が提言されているので、ここで取り上げたい。

なぜ、いま遠隔教育なのか

昨年12月8日、文科省の有識者検討会議において「高等学校における遠隔教育の在り方」に関する報告案がまとめられた。高校の全日制・定時制課程に遠隔教育を認めようという提言である。

戦後、高校に通信制課程が設けられ、学校に通学しなくても、遠隔教育で自宅に居ながら高校の課程を履修できることとなった。当初、通信制の学習は、郵便によって行われたが、その後、テレビ・ラジオの利用が導入され、近年はインターネットの活用も行われている。

一方、全日制・定時制課程では、遠隔教育は原則として認められていない。現在、全日制・定時制で遠隔教育が認められるのは、研究開発学校、教育課程特例校、不登校特例校に限られている。

しかし、近年、高校教育を取り巻く状況が変化し、全日制・定時制課程でも遠隔教育が要請されるようになった。それはこんな理由である。

第1は、離島・過疎地等における教育機会の確保。少子化と過疎化が進展する中で、離島や過疎地等では、各教科・科目の専門知識を有する教員を十分に確保できない状況があり、教育機会の確保のため、遠隔教育が要請されている。

第2は、多様かつ高度な教育の提供。各学校の特色化が進められる中で、より一層多様かつ高度な教育の実現が求められている。遠隔教育の導入により、他地域の様々な専門知識を持つ教員からの授業が可能となる。

第3は、不登校や療養中の生徒等に対する対応。学校への適応が困難な生徒や療養中や障害を持つ生徒について、遠隔教育により、自宅や病院などで学

習ニーズに応じた教育ができる。

第4は、ICTを活用した教育の進展。いわゆる反転授業などICTを活用した取り組みやタブレット等を活用した学習方法の導入が進む中で高校教育の変革が求められている。

同時双方向型とオンデマンド型

報告書は、こうした状況を踏まえて、全日制・定時制課程においても、一定の要件の下で遠隔教育の導入を認めることが適当であると提言している。そして、遠隔教育の方法として、同時双方向型とオンデマンド型の二つの方法を提示する。

同時双方向型とは、インターネット等を利用して、リアルタイムで授業配信を行い、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式。オンデマンド型とは、事前収録した授業をインターネット等を利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式である。

同時双方向型は、教師との対面を通じた触れ合いや、生徒同士の集団活動等もできるので、(1)直接の対面授業も一定時間行うこと、(2)認定単位は36単位を上限とすること、(3)配信側の教員は担当教科の免許状を持ち受信側高校に属する教員(兼務・非常勤を含む)であること、(4)受信側は原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立ち会いの下で実施すること等を要件として、正規の授業として認めることを提言している。

一方、オンデマンド型は、教師との対面を通じての触れ合いや、生徒同士の集団活動が制約されることから、現在認められている不登校生徒への特例のほかは、療養中や障害のため通学できない生徒に限って認めるべきとしている。

文科省は、近く関係省令を改正し、平成27年度からの実施を目指している。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●社会の変化に対応した校長・副校長・教頭の学校経営術《1月29日刊》

校長・教頭のリーダーシップとマネジメント術

〔編集〕八尾坂修(九州大学大学院教授) 四六判・208頁／定価(本体2,000円)＋税